

「新おおいた子ども・子育て応援プラン（仮称）」素案に対する県民意見への対応について

ご意見の概要	県の考え方等	参考（新プラン素案から該当部分を引用）
I 総論		
第4章 計画の推進にあたって		
<p>意見番号 1</p> <p>「子育て満足度日本一を目指して」の目標遂行に向け、各部局の垣根を越えた取組が可能となるような組織づくりを行ってほしい。また、推進にあたっては、市町村や民間企業、有識者、ボランティア等の活用も検討してほしい。</p> <p>(少子化対策課)</p>	<p>ご意見を踏まえ、右記（波線部分）のとおり修正します。</p> <p>なお、県では、「子育て満足度日本一を目指す大分県」の実現に向け、保育料の減免や乳幼児医療費助成等、経済的負担の軽減はもとより、子育て世代を社会全体で応援する仕組みや、ワーク・ライフ・バランスの実現等に重点的に取り組むこととしています。</p> <p>これら次世代育成支援対策を推進するにあたっては、幅広い分野における取組が必要であることから、「大分県次世代育成支援対策推進会議」において部局横断的、総合的に取り組むとともに、各部局の企画調整を担当する職員を少子化対策課の兼務・併任主幹とし、日常的に部局間連携を図ることができる体制としています。</p> <p>これらの組織を活用し、「子育て満足度日本一」に向けた取組を推進することとしています。</p> <p>さらに、次世代育成支援対策が全県的な広がりの中で展開されるよう、「おおいた子ども・子育て応援県民会議」の協力を得ながら取組を推進することとしており、右記（下線部分）のとおり記載済です。</p>	<p>P37 第2節 県の役割</p> <p>① 集中的・計画的な推進 次世代育成支援対策は、県政において早急に取り組むべき最重要課題であり、この計画に沿って、集中的かつ計画的に推進します。また、庁内の関係部局が連携を密にするため、<u>副知事を会長とし、各部局長等で構成する「次世代育成支援対策推進会議」において各種施策を総合的に推進するとともに、毎年度、計画の進捗状況等についての点検・評価を実施します。</u></p> <p>④ 県民参加と情報公開 次世代育成支援対策が全県的な広がりの中で展開されるよう、<u>一般公募で選ばれた方や、県内各種団体の代表、学識経験者等で構成する「おおいた子ども・子育て応援県民会議」（平成17年4月1日設置）の協力を得ながら、取組を推進します。</u> また、この計画の内容の毎年度の進捗状況、また、「おおいた子ども・子育て応援県民会議」における委員の意見等について、県庁ホームページ内「大分県次世代育成支援のページ」で公表するなど、県民のみなさんへの周知に努めます。</p>

ご意見の概要		県の考え方等	参考（新プラン素案から該当部分を引用）	
<b>II 各論</b>				
<b>第2章 地域における子育ての支援</b>				
<b>第1節 子育て支援サービスの充実</b>				
意見番号 2	地域の団塊世代を活用するなど、 <b>学童保育（放課後児童クラブ）の開所時間の延長</b> について検討できないか。  (少子化対策課)	ご意見については、右記(下線部分)のとおり <b>記載済</b> です。	P51  P61	(1) 子育て支援サービスの充実 ⑦ 昼間、家庭に保護者がいない、主に小学校低学年児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」の設置を促進するとともに、ニーズに応じた開所時間の確保等、サービスの向上を図ります。 「第6節 地域ぐるみの交流活動の推進」 (2) 地域ぐるみの交流活動の推進 ② 豊かな経験と知恵や技術をもつ高齢者との交流を図り、児童館や放課後児童クラブ、放課後子ども教室等の活動において地域の文化伝承や自然体験を促進します。
<b>第2節 保育サービスの充実</b>				
意見番号 3	地域における子育ての支援については、 <b>保育所だけでなく幼稚園でも積極的に取り組んでおり</b> 、第2章第2節「保育サービスの充実等」の「めざす姿」や「具体的な取組」に、保育所と <b>幼稚園を並列明記</b> してもらいたい。  (少子化対策課)	ご意見を踏まえ、右記(波線部分)のとおり <b>修正</b> します。 なお、第2章第2節については、共働き等により保護者が保育することのできない0歳児以上の就学前児童に対する保育サービスに関する事項について記載しています。	P50	「第1節 子育て支援サービスの充実等」の「めざす姿」 ☆ 子どもが、保育園や <b>幼稚園</b> から小学校に進んだ後も、安心して働くことができます。
意見番号 4	<b>親が働くには子育てをサポートする体制が不可欠</b> である。保育園は強力な味方だが、それ以外の制度があってもいいのではないか。 かつて、0歳児や病気の子どもを預かる保育園が少なかった頃、知り合いや行きつけの美容室のつてを頼る等、個人で工夫してベビーシッターを探し、預けて働いていた。 行政がベビーシッターの登録や研修を実施するとともに、保育料補助(バウチャー)を提供する制度があれば助かるのではないか。その他保育ママ等、 <b>個人で子どもを預かる制度の充実</b> も図ってもらいたい。  (少子化対策課)	ご意見については、右記(下線部分)のとおり <b>記載済</b> です。 なお、個人で子どもを預かる制度の充実としては、家庭的保育事業(保育ママ)やファミリー・サポート・センターの実施を促進することとしています。	P53	(1) 必要な保育サービスの確保 ① 保育ニーズに応じた保育サービスを確保するため、地域の実情を踏まえ、保育所の定員の見直しに取り組むとともに、必要に応じて新たな保育所の設置認可を行います。 ③ 保育ニーズの増大や児童数の減少等により、保育所における保育が困難となった地域においても保育サービスが提供できるよう、保育者の居宅等において少数の乳幼児を保育する「家庭的保育事業(保育ママ)」の実施を促進します。 ⑤ 子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、保育所や認可外保育施設に入所する3歳未満児の保育料を第2子については半額、第3子以降については、全額を減免する市町村の取組を支援します。 (2) 多様な保育サービスの充実 ① 働き方の多様化に対応するため、「延長保育」や「休日保育」、「特定保育」の充実を図るとともに、教育・保育を一体的に行う「認定こども園」の整備に努めます。 ② 病気のため、保育所等での保育が困難な子どもを、病院・診療所等で預かる「病児・病後児保育」の実施を促進します。
意見番号 5	17時、18時で帰れる職場はいまどき少なく、また、子どもの病気等で休まざるを得ない母親は肩身が狭くて仕事を続けるのが難しい状況。 <b>延長保育や休日保育、病児保育を早急に実施</b> してもらいたい。  (少子化対策課)		P51	「第1節 子育て支援サービスの充実等」 (1) 子育て支援サービスの充実 ② 保護者の病気や買い物等の用事の際に、地域住民が会員制で子育てを助け合う「ファミリー・サポート・センター」の実施を促進します。

ご意見の概要		県の考え方等	参考（新プラン素案から該当部分を引用）
<b>第4節 子育て支援サービスに関する情報提供の充実</b>			
意見番号 6	多様な子育て環境に対応する取組が各地域で行われており、これら <b>情報・ノウハウを共有・伝授する場</b> を作ってはどうか。  (少子化対策課)	ご意見については、右記(下線部分)のとおり <b>記載済</b> です。	P59 「第5節 子育て支援のネットワークづくり」 (1) 地域子育て支援拠点を中心とした地域のネットワークづくり ① <u>地域ぐるみでの子育てを推進</u> するため、「地域子育て支援拠点」を中心に、専門機関や様々な子育て支援サービスとの連携を図るとともに、子育てサークル等のグループへの支援やコーディネートを行う等、 <u>ネットワークづくりを進めます</u> 。 (2) NPOやボランティア、関係団体等との連携・協働 ① <u>民間の子育てに関する知識やノウハウを活用</u> し、地域の実情に応じた自発的な子育て支援活動を推進するため、「大分県におけるNPOとの協働指針」に基づき、NPOやボランティアとの協働事業を推進します。
<b>第6節 地域ぐるみの交流活動の推進</b>			
意見番号 7	大分県の高齢者がしあわせに暮らしているイメージを構築することが、若者が将来に希望を持つことや県内定住に繋がる。高齢者の生きがい対策として、母親が行っている子どもの通学時の見守りに <b>高齢者ボランティアを活用</b> する等、 <b>働きながら子育てしている女性の負担軽減</b> を図れば、ワークライフバランスの推進に繋がるのではないかと。  (高齢者福祉課)	ご意見については、右記(下線部分)のとおり <b>記載済</b> です。	P61 第2章 地域における子育ての支援 「第6節 地域ぐるみの交流活動の推進」 (1) 子どもの居場所づくり ② <u>地域の人たちの協力を得て体験・交流・学習活動を提供</u> する「放課後子ども教室」と、「放課後児童クラブ」を連携して実施する「放課後子どもプラン」を推進し、放課後や長期休暇等における <b>子どもの安全な居場所づくりを進めます</b> 。  P117 第7章 子どもにとって安心・安全なまちづくり 「第3節 子どもの安全を守るまちづくり」 (2) 子どもを犯罪から守る取組 ① 犯罪被害の未然防止 エ <u>自主防犯パトロール隊など地域の防犯ボランティアや市町村及び事業者等関係機関との連携を密にし、円滑な防犯活動を推進</u> します。
<b>第3章 子育ても仕事もしやすい環境づくり</b>			
<b>第4節 若者の就労支援</b>			
意見番号 8	若者の就労意識について、 <b>中高生の頃からのきちんとした学習・体験が必要</b> であるが、教育現場しか知らない教職員では限界があるのではないかと。もっと <b>多様性を持った学習機会</b> を設けてもらいたい。  (雇用・人材育成課) (教・義務教育課) (教・高校教育課)	ご意見については、右記(下線部分)のとおり <b>記載済</b> です。	P71 ③ 将来を見据えた職業選択を行うためには、早い時期からの職業観、勤労観の醸成が必要であることから、企業とのタイアップも図りながら、小・中・高校におけるキャリア教育を推進します。 ④ <u>農林水産業への理解を深めるため、小中高校生を対象に知識の普及や体験の場の提供に努めます</u> 。また、農山漁村の後継者や新規参入者を支援するため、加工技術等の普及や経営への参画に関する指導を行うとともに、各種資金の融資等を行います。  P101 第6章 子どもの生きる力をはぐくむ教育の推進 「第1節 次代の親づくり」 (2) 若者の自立への支援 ① 児童生徒一人ひとりの勤労観・職業観を育てるために、地域や学校の実態、児童生徒の特性や進路等を考慮しながら、 <u>職場体験やインターンシップなどの社会体験活動を積極的に導入</u> します。 ② 児童生徒が自分の将来や進路に対して理解を深めながら、 <u>集団や社会の中で自己を生きかそうとする態度や能力を育むキャリア教育の推進</u> を図ります。

ご意見の概要		県の考え方等	参考（新プラン素案から該当部分を引用）
<b>第4章 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援</b>			
<b>第1節 児童虐待に対する取組の強化</b>			
意見番号 9	児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応として、 <b>3歳児検診等において専門相談員を配置するなど、その場で相談支援を受けられるような体制の整備</b> を行ってはどうか。 また、市町村によっては発達検査等も行っており、その検査結果をもとに、 <b>親へアプローチする取組</b> を行ってはどうか。	ご意見については、右記(下線部分)のとおり <b>記載済</b> です。	P87 第5章 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり 「第1節 子どもや母親の健康づくり」 (3) <u>子どもの健やかな発育・発達</u> ① 乳幼児期の疾患の早期発見や障がい児の早期療育を行うため、 <u>乳幼児健康診査の質の向上</u> を図るとともに、療育機関のネットワーク化を推進します。
	(少子化対策課) (健康対策課)		P75 第4章 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援 「第1節 児童虐待に対する取組の強化」 (1) 児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応 ② 育児不安の強い親や児童虐待が懸念される家庭に対し、定期的な訪問による養育支援を行う等の取組を促進し、虐待の未然防止を図ります。
意見番号 10	保護者が虐待を行っている場合、子どもを病院等に連れて行かないことが懸念される。 <b>民生委員や幼稚園、保育所の職員が知識を持ち、専門機関等に繋げるような取組</b> を行ってほしい。	ご意見については、右記(下線部分)のとおり <b>記載済</b> です。	P75 (1) 児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応 ③ 児童虐待の未然防止や早期発見、及びきめ細かな在宅支援体制の整備を促進するため、市町村職員や保健師、保育士等に対する研修を実施する等、 <u>人材の育成に努めます</u> 。 (2) 児童相談所の体制強化 ① 中央児童相談所については、「大分県こども女性相談支援センター（仮称）」（*平成22年4月開所予定）として、婦人相談所と一体的に施設及び体制の整備を行うとともに、児童相談に係る施策の企画立案や、学校、警察、医療等関係機関との連絡調整、 <u>市町村に対する支援等、企画調整機能の充実</u> を図ります。
	(少子化対策課)		
<b>第2節 社会的な養護の場の充実</b>			
意見番号 11	<b>児童養護施設等、施設職員の疲弊が子どもとの関係にも影響することから、施設職員の専門性や資質向上に併せ、施設職員自体のケア</b> を行ってほしい。	ご意見を踏まえ、右記（波線部分）のとおり <b>修正</b> します。	P77 (2) 児童養護施設等における機能強化 ① 児童養護施設等の職員（以下「施設職員」という。）の専門性や資質の向上を図るため、それぞれの施設において、 <u>ケースマネジメントや関係機関との連携、職員に対する指導・教育及び職員のメンタルヘルスに関する支援を行う</u> 「基幹的職員」の養成を行うとともに、施設職員のための研修体系を整備します。
	(少子化対策課)		
<b>第4節 障がい児への支援</b>			
意見番号 12	「(1)早期発見・早期療育の推進」を「(1)早期発見・早期療育・ <b>早期情報</b> の推進」としてはどうか。	ご意見を踏まえ、「(1) 早期発見・早期療育の推進」及び「(2)相談支援体制の充実」について、右記（波線部分）のとおり <b>修正</b> します。	P81 (1) 早期発見・早期療育の推進 ① 心身の発達について、 <u>乳幼児健康診査の質の向上を図り、早期発見に努めるとともに、継続的な支援を要する乳幼児や障がい児及び障がいが発見される児</u> に対して巡回療育相談を定期的実施する等、障がい児等の地域療育等支援事業の充実に努めます。 ② 地域における療育指導の拠点として、児童デイサービスを充実します。 ③ 親の会の療育活動や相談活動を推進するとともに、親子の絆の形成を支援します。
	(障害福祉課) (健康対策課)		(2) 相談支援体制の充実 ① 適切な療育方法や保健・医療・福祉に関すること等、 <b>幼児期から就学期に至るまで必要な</b> 情報提供を行うとともに、市町村や関係相談支援事業所と連携して相談支援体制を整備します。
意見番号 13	「軽度発達障がい児」の急激な増加に対応するには、保護者をはじめ保育所や幼稚園・学校関係者、医師等における <b>情報の共有が必要</b> 。就学前の5歳児検診を実施するとともに、 <b>対象児童の記録を共有できるシステムの構築</b> を図ってほしい。	ご意見については、「(5) 発達障がい児への支援」②（下線部分）に <b>記載済</b> です。	(5) 発達障がい児への支援 ① 発達障がいに関する正しい知識の普及啓発を図ります。 ② 発達障がいに関する専門家の養成や、医療、保健、福祉、教育、労働等関係機関の連携を図る等、 <u>早期発見・早期療育や個々のライフステージに応じた支援のための体制整備</u> に努めます。
	(障害福祉課) (健康対策課)		

ご意見の概要		県の考え方等	参考（新プラン素案から該当部分を引用）
<b>第5節 いじめ・不登校やひきこもりへの対応</b>			
意見番号 14	いじめや不登校、ひきこもりを支援するセンターの運営について、現職あるいは退職した教員だけでなく、 <b>外部スタッフの動員</b> についても、もっと検討してもらいたい。	ご意見については、右記(下線部分)のとおり <b>記載済</b> です。 なお、子どもからの相談に関しては、小・中・高に臨床心理士等のスクールカウンセラーを配置しており、また、市町村が設置する「教育支援センター(適応指導教室)」においても臨床心理士等を登用しています。 また、「大分県青少年自立支援センター」では、臨床心理士等の専門相談員に加えて、青少年の自立支援を行っている複数のNPOからの相談員もスタッフとして加わっています。	P83 (1) いじめ・不登校への支援 ③ <u>子どもの気持ちに寄り添った相談を行うため、小・中・高等学校に臨床心理士等のスクールカウンセラーを配置するとともに、その活用を図ります。</u> ⑥ <u>不登校児童生徒及び保護者への支援を行う「教育支援センター(適応指導教室)」の機能を充実するとともに、学校、家庭、関係機関等が連携した地域ぐるみのサポートネットワークを整備します。</u> (2) ひきこもり等への支援 ひきこもり・ニート、不登校状態にある青少年やその家族等への支援を行っている「大分県青少年自立支援センター」について、青少年の問題に関する総合的な相談窓口である「子ども・若者総合相談センター」への発展を視野に入れて機能強化を図り、教育委員会だけでは対応が困難な青少年に対し、総合的な支援を行います。
	(私学振興・青少年課) (教・生徒指導推進室)		
<b>第5章 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり</b>			
<b>第4節 不妊に悩む人への支援</b>			
意見番号 15	<b>不妊治療等への助成等</b> 、国の取組と連動させ、子どもを持つことは明らかに得であると実感できるような <b>経済補助対策の実施が必要</b> ではないか。	ご意見については、右記(下線部分)のとおり <b>記載済</b> です。 なお、これら経済的な負担軽減はもとより、子育て世代を社会全体で応援する仕組みや、ワーク・ライフ・バランスの実現など、子どもを生み育てられることに楽しみや喜びを実感できるよう総合的な子育て満足度の向上が重要と考えています。	P52 第2章 地域における子育ての支援 「第2節 保育サービスの充実等」 (1)必要な保育サービスの確保 ⑤ <u>子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、保育所や認可外施設に入所する3歳未満児の保育料を第2子については半額、第3子以降については全額を減免する市町村の取組を支援します。</u>
	(健康対策課)		P95 第5章 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり 「第5節 子どもの病気への支援」 (2) 早期治療の促進等 ① <u>子どもの傷病の早期治療を促進するとともに、子育て家庭の医療費負担の軽減を図るため、乳幼児医療費、未熟児養育医療費、育成医療費等の助成を行います。</u> ② <u>小児がんや慢性疾患等治療が長期にわたる小児慢性特定疾患治療研究事業の対象疾患に対し、家族の経済的負担を軽減するため、医療費の自己負担の一部を助成します。</u>
意見番号 16	<b>不妊治療への支援を充実</b> してもらいたい。		P93 「第4節 不妊に悩む人への支援」 (1) 不妊に悩む人への支援 ① 「不妊専門相談センター」の周知を図るとともに、不妊に悩む人たちの自助サークルの活動の場を設け、精神的負担の支援に努めます。 ② <u>医療保険適用外の不妊治療を行った夫婦を対象に、その治療費の一部を助成します。</u> ③ <u>男性不妊に関する正しい知識の普及啓発を行います。</u> (2) 予防できる不妊原因への対応 ① <u>妊娠・出産に臨む夫婦等に対し、女性の身体の仕組みや妊娠・出産についての正しい知識の普及啓発を行います。</u> ② <u>予防できる不妊原因(性感染症や無理なダイエット等)についての正しい知識を普及啓発し、セルフケア能力の向上を図ります。</u>
	(健康対策課)		

ご意見の概要		県の考え方等	参考（新プラン素案から該当部分を引用）
<b>第5節 子どもの病気への支援</b>			
意見番号 17	子どもたちの医療費に対する補助や助成を充実してもらいたい。  (健康対策課)	ご意見については、右記(下線部分)のとおり記載済です。なお、未就学児を対象に行っている「乳幼児医療費助成」について、県民ニーズや全国状況等を検証のうえ、入院助成対象年齢の拡大について検討を行うこととしています。	P95 (2) 早期治療の促進等 ① 子どもの傷病の早期治療を促進するとともに、子育て家庭の医療費負担の軽減を図るため、乳幼児医療費、未熟児養育医療費、育成医療費等の助成を行います。 ② 小児がんや慢性疾患等治療が長期にわたる小児慢性特定疾患治療研究事業の対象疾患に対し、家族の経済的負担を軽減するため、医療費の自己負担の一部を助成します。
<b>第6節 食育の推進</b>			
意見番号 18	「食育」について、楽しく・美味しく学校現場で実施する機会を増やしてもらいたい。家族で参加できる機会もあるといいのではないかと。  (健康対策課) (教・体育保健課)	ご意見を踏まえ、右記(波線部分)のとおり修正します。	P97 「第6節 食育の推進」 (2) 望ましい食習慣の定着 ② 食生活改善推進協議会が行う「おやこの食育教室」や「子どもの料理教室」などを通じて、食生活指針や食事バランスガイドを活用しながら、食に関する知識と食を選択する力の習得を図ります。 ④ 学校において、学級活動や家庭科などの教科の時間、また、給食を利用した指導や親子料理教室の開催、給食だよりなどを利用した家庭への積極的な情報提供を行うなど、家庭や地域と連携しながら学校教育活動全体を通じた食育を推進します。
<b>第6章 子どもの生きる力をはぐくむ教育の推進</b>			
<b>第1節 次代の親づくり</b>			
意見番号 19	出会い事業の実施等、20歳～40歳代の男女が結婚や出産にポジティブなイメージが持てるような支援策を打ち出してはどうか。  (少子化対策課)	ご意見を踏まえ、右記(波線部分)のとおり修正します。なお、その他、結婚や出産にポジティブなイメージが持てるような支援策については、右記(下線部分)のとおり記載済です。	P 101 (2) 若者の自立への支援 ③ 社会的に自立して子育てや家庭づくりを男女が共同して行えるよう、就業体験やボランティア等、青少年を対象とした体験活動の充実を図るとともに、結婚を望む若者の出会いを応援するNPO等の活動を支援します。  P43 第1章 子どもの成長と子育てをみんなで支える意識づくり 「第1節 社会全体の意識づくり」 ② 子どもや若者に、出産や子育ての大変さばかりでなく、意義や素晴らしさ等、肯定的なメッセージを、様々な機会を活用して発信します。  P87 第5章 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり 「第1節 子どもや母親の健康づくり」 (2) 妊娠期からの子育て支援の充実 ① 妊娠中の女性が、「子育てが多くの人を支えられている」と実感できるよう、妊娠期から利用可能な母子保健サービス等の情報提供や肯定的なメッセージをタイムリーに伝えることを推進します。
<b>第7章 子どもにとって安心・安全なまちづくり</b>			
<b>第2節 安心して外出できる環境づくり</b>			
意見番号 20	公道や歩道のバリアフリーは随分と普及し、有り難く感じているが、大分市中心部の店舗等では「入口の段差」や「店に入ったところの玄関スペースの狭さ」に悩まされている状況。郊外のショッピングモールに若い家族が集まるのは、ベビーカー利用が容易なためではないでしょうか。 県条例で入口の段差制限を設けたり、「車いす対応のスロープ(着脱可能)」の整備を進める等、「第2節 安心して外出できる環境づくり」の取組を広域的に行ってもらいたい。 (地域福祉推進室)	ご意見については、右記(下線部分)のとおり掲載済です。	P 115 (1) 子育てバリアフリー化の推進と情報提供 ① 県民一人ひとりが他人を思いやる気持ちを持つ、「心のユニバーサルデザイン」について意識の醸成を推進するため、県庁ホームページにおいて、ユニバーサルデザイン(以下「UD」という。)の考え方や県内の取組事例等を紹介するなど、UDに関する広報啓発に努めます。 ② 子ども連れでも安心して外出できるよう、公道や公共施設等において、歩道の段差解消や障がい物の除去、ベビー・シートを備えたトイレの設置促進を行うなど、UDの考え方を基本にしたまちづくりを進めます。